

青税連

1995.2.15

# ZENKOKU AOZEIEN

- 会館取得問題について  
日税連と懇談
- 秋季シンポジウム特集

105

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12. 代々木リビン303  
TEL.03(3354)4162 FAX.03(3354)4095

発行人 会 長 岩 田 俊 一 編集人 広報部長 木 島 裕 子

# No.105 CONTENTS 1995. 2

- 会館取得問題について日税連と懇談.....会長 岩田 俊一.....3～7



懇談会場入口で 岩田会長

- 書籍紹介——国税庁・K S Kシステムの透明化の課題・石村耕治著..... 7

- 全国青税組織問題について.....組織部長 若原 照司..... 8

- 「税制改革」法案成立をうけて.....税制対策特別委員長 穂苅 正治郎..... 9

### ○秋季シンポジウム特集



シンポジウム会場

〈総括報告1〉・古橋猪久磨(埼玉).....10～12

〈総括報告2〉・酒井 稔(研究部長).....12～13

〈第2部〉徹底解剖・税務調査.....13

〈夜の部〉パソコン道場へようこそ・  
藤原 廣(神奈川).....14

〈翌日の部〉三木義一教授による  
税法学ゼミナール  
佐藤敬一(神奈川).....15～16

- 阪神大震災被災者の方へ義援金のお願い.....16

- 理事会案内.....16

# 会館取得問題について日税連と懇談

——1994. 11. 17—— 於 日税連会議室 ——

会 長 岩 田 俊 一

## 1. はじめに

私達一般の税理士は、日本税理士会連合会（以下日税連という）の会員ではないが、日税連の会館取得に伴う会費増額が決定されれば間接的に負担することになる。今回の日税連の会館取得に関する情報は、日税連が発行している機関誌「税理士界」で得るのみである。この懇談会に望み「税理士界」で得られた情報は概ね次の様なものである。

### (1) 税理士界第1065号

6/4'93の日税連常務理事会において会館取得特別委員会が設置された。その理由として①事務所のスペースが手狭で会議室が無い、②土地・建物の値段が底をつきつつあり、低金利のなか資金調達もしやすいと言うことである。

### (2) 税理士界第1066号

6/29'93の日税連理事会において日税連の会館取得に当たり三件を候補にあげる。

### (3) 税理士界第1073号

11/18'93の日税連正副会長会において会費を年額6,000円とする。

### (4) 税理士界第1076号

「日税連会館取得構想について—日税連会館の機能と必要性—」と言う表題で近藤新太郎日税連専務理事が掲載。

### (5) 税理士界第1080号

「会館取得構想について—資金調達に対する考え方—」と言う表題で近藤新太郎日税連専務理事が掲載。

### (6) 税理士界第1081号

「会館取得問題の経過」と言う表題で近藤新太郎専務理事が掲載。

### (7) 東京税理士界第452号（東京税理士会の機関誌）

「日税連との合同会館建設提案書」概要掲載。

以上の様な状況で日税連会館取得と会費の値上げが一人歩きして具体的な内容もなく個々の税理士にとっては一連の会館取得の動向については全く不透明なものであった。

更に重要な問題は手続き的には問題が無いとは言え日税連の会員14名が意思決定すれば個々の税理士がそれに従わなくてはならないと言う日税連の機構の問題点が如実に今回表れたと考え、具体的な話を聞くため平田日税連会長に対して懇談を申し入れたのである。

その申し入れの結果日税連より回答を得、1994年11月11日のAM10:30からPM2:00迄の間、日税連会議室（東芝ビル4階）において懇談をすることになった。

懇談に先立ち事前に当日の出席者名と質問事項を日税連がほしいと言うので送った。当日の日税連の出席者は平田会長・近藤専務理事・森近畿税理士会会長の3名、一方全国青税の方は21名であった。

## 2. 日税連に対する質問事項

予め日税連に対して提出した質問事項は下記の(1)から(6)の6項目で、当日(7)のその他を加えた。

(1)一般の税理士は機関誌「税理士界」に掲載されている抽象的な内容でしか今回の日税連の会館の取得についての情報を得られません。従って、更に具体的な総合プランと数字を会員に開示すべ



あいさつに立つ平田日税連会長

きではないでしょうか。開示することにより、会館取得に伴い予想される会費の値上げについての具体的な内容と理由の説明が出来るのではないのでしょうか。

(2)日税連の会館のセンター機能の充実とは具体的にどの様なものでしょうか。

(3)当初会館取得特別委員会が設置されたときの趣旨と現在平田会長がおっしゃっている趣旨が異なっているのはどういうことなのでしょう。

(4)6/29'93の理事会において候補にあげられた三件の物件の話はどうなったのでしょうか。

(5)会館取得それに伴う会費の値上げについて評議委員会への諮問は今後行うつもりはあるのでしょうか。



(6)今回の会館取得については、一方的に決議され個々の税理士がそれに従わなくてはならないと言う日税連の機構に問題があると考えます。今後代議員制の導入等の民主的な日税連の機構の改革を行うつもりはあるのでしょうか。

(7)その他

以上の(1)から(6)の質問に対して青税側の質問・要望の担当責任者と補助者を決め、日税連側の論理に入り込まないように懇談に入った。

### 3. 質問事項に対する全国青税の基本的な考え方

質問事項についての全国青年税理士連盟の基本的な考え方を理事会を通して検討し以下の様に取りまとめた。

(1) 具体的な総合プランと数字を開示すべきである

今回の会館取得に関する経緯は日税連の会則により手続き的には問題は無いかも知れないが、会費を実際に負担するのは個々の税理士である。こ

の会館の取得に伴い値上げされる会費を長期に渡って負担するのは特に若い税理士である。税理士が納得の行く会館取得構想の説明をするべきである。

会館を取得するに当たってどのくらいのスペースが必要なのか、また日税連の事業上どの様な目的で使用されるのか、取得(賃貸の場合のランニングコスト)の為に必要な資金はどのくらいなのか、会館取得の基本方針と会費の値上げが決まったが具体的な内容は一般税理士には開示されていない。わずかに近藤専務理事が「日税連会館取得構想について—日税連会館の機能と必要性—(税理士界第1076号5/15'94)」「会館取得構想について—資金調達に対する考え方—(税理士界第1080号9/15'94)」「会館取得問題の経過(税理士界第1081号10/15'94)」と3回税理士界に掲載し説明しているが抽象的であり具体性が乏しい。故に、日税連が構想している会館取得について具体的な内容の提示をしなければ会員の納得が得られないのではないかと。少なくとも東京税理士会が機関誌東京税理士界第452号9/1'94に「日税連との合同会館建設提案書」の概要を全文掲載している程度の資料を会員に開示すべきである。

また、全国の会員の声を今後取り入れるべきである。

#### (2) 会館のセンター機能とは

会館のセンター機能の充実とは新たな日税連の事業の拡大であると察知することが出来る。センター機能とはいったい何を意味しているのか、日税連を巨大化させる手段ではないのだろうか。機構上日税連は14の税理士会を会員としているため一般の税理士はその内部の内容を牽制することが出来ず、日税連だけが一人歩きする可能性が強い。例えば新入会員の研修を日税連の統一的施策として実施することを検討しているようだが、日税連の会館でこれを行うことになったら新入会員の負担と犠牲は膨大なものになることが予測される。まさしく中央集権的な色合いが濃くなる(参勤交代のようなものである)。

#### (3) 当初の目的との違い

6/4'93の常務理事会で、事務所のスペースが手狭で会議室が無い、土地・建物の値段が底をつきつつあり、低金利のなか資金調達もしやすいと言った理由で会館取得特別委員会が設置された。し

かし、平田会長は6万税理士のためのシンボルタワーとして会館取得をしたいと述べており、当初の目的と違っている。

片岡前会長と平田会長との考え方の違いなのかも知れないが、当初の目的と違うのはどういう理由なのか。

#### (4) 三件の物件はどうなったのか

6/29'93の理事会において三件の物件を候補にあげているがその内容を開示してほしい。候補にあげていると言うことは、かなり具体的なもので会館の図面・取得に伴う資金計画があるはずである。それを見ればある程度の日税連の会館取得構想が把握できる。又この三候補は現在進行しているのか頓挫してしまったのか説明してほしい。

#### (5) 評議委員会の諮問は行うのか

評議委員会は単なる諮問機関であるが、少なくとも多数の委員の意見を聴取することが出来るので、諮問することにより何等かの変化があるのではないか。

#### (6) 機構の問題

全国青年税理士連盟は、昭和57年に民主的な日税連の機構の改革をさせるため日税連に意見書を提出した。その内容については、現在に至るまでいっこうに改革されていない。少なくとも司法書士会・行政書士会のような代議員制の導入を検討すべきである。

### 4. 日税連の回答

#### (1) 具体案について



'93の11月頃に単位税理士会の了解を得るため総額がこの位だとこの程度の規模の会館が取得できると言った具体的なシュミレーションを出した。更にレイアウト等の具体的な検討をしようとしたが、東京税理士会が合同取得を提案してきたのでまず第一にこの問題を優先させた。しかしながら日税連が単独で取得することになったので、今後早急に具体的な形を示すこととなる。それはあくまでもシュミレーションしか出せず、具体的にこれだと提案するのは最後になる。

首都圏の税理士会は具体的な物に興味があるかも知れないが、地方の税理士会は認識が違い会費は負担するが物件は日税連で捜してくれという会もあり、全国的な考え方を理解して欲しい。

個々の支部会館・税理士会館の取得に際しては会員は具体的な質問をしていないのではないかと考えている。従って日税連の会館についても細かいところまで決めて大衆討議をするのは大変であり、この程度の物と言った全体像だけでよいのではないか。

#### (2) 会費値上げについて

日税連は、会館取得資金がゼロであるため会費をどのくらい増額できれば会館取得計画に織り込めるため、基本の方針について提案して理解を得る形になる。会費値上げは、会則改正であるから新しい提案をして論議をして行く予定である。

#### (3) 取得の方法について

日税連会館取得と言うことは、中心は土地・建物の購入であるが、購入・賃借と言った幅広い形



懇談会場にかかげられていた会館完成予想図

で述べている。購入と代わらない賃借がある。例えば株式会社を設立して土地・建物を購入して日税連に貸す方法もあり、所有形態は今後の検討で様々な選択肢が考えられる。

現在の日税連は会館の機能をもっておらず事務局程度の物である。全国の単位税理士会は東海税理士会以外は自前の会館を取得している。バブル経済が弾け、東京の土地が安くなっており、購入する絶好の時期である。金利水準が下がっている現在が借入れの時期である。過去数年間に渡り総務部の事業計画に会館取得を提案している。そのような理由からぜひとも購入したい。

#### (4) 会館のセンター機能について

研修については、日税連がやらなくてはならないもの、単位会がやらなくてはならないものがある。



る。具体的には新入会員強制研修を日税連がやるべきだと考える。また情報収集機能を持ちたい。更に外に向かって行動するためには日税連の機構を改革したい。この機構を変えることを決めないと建物の入れ物がきめられない。このことについてはできるだけ周知をしたい。

#### (5) シンボルタワーについて

日税連は、これからの社会をどうしたら良いのか、社会的な理解を得るためにシンボルタワーという言葉が出てきたのであって、何も会員をないがしろにしているわけではなく、会員が利用出来るのは当然のことである。会員のための会館ではないと言った覚えはない。

#### (6) 三物件について

当初検討してから1年半経過しているため話がなくなった物もある。具体的には、既設の建物があるSTビル、これは93年中に決めなくてはならず、再燃するかも知れないがだめである。次に四谷の国有地の払い下げは、候補地程度で申込をしてい

ないのでまだ可能性はある。最後に生保会社が所有している土地に生保会社が建設して日税連が借りる物件は返事をしていないのでそのままである。

#### (7) 評議委員会について

会費値上げのみを評議委員会に諮る。提案の仕方はこれから考えるが、民主的な手続きをとって、理事会で会費値上げについて承認を得た後評議委員会に諮ることになる。過去評議委員会で否決されたことはない。

#### (8) 機構について

会員数の少なかったときの機構がそのまま残って、何十年も続いているわけであるが、現在の機構は民主的である。代議員制の導入は無意味なエネルギーを消費するだけである。

概ね以上のような回答が当日あった。

### 5. おわりに

3時間以上に及ぶ懇談会は終了したが、予め提出した質問事項についての回答を得ただけであるので、私達の要望が日税連に対してどれだけ伝わって理解を得たかは不明である。今回はあくまでも懇談と言うことなので、平田会長が全国青税の話の聞いたと言う形になった。

日税連会館取得について、全国青税が問題としていたのは、その機構の問題であり、14人の会員が決めたことを一般の税理士が従わなくてはならないということである。具体的な内容を提示されず、会費だけ値上げされる不合理さである。「3. 質問事項に対する全国青税の基本的な考え方」に示したことを念頭に置けば、会館取得については白紙に戻して税理士会の支部の段階から討議すべきである。

今回の平田会長が述べていた中で、一番驚いたのがこの機構について総会等について現在の機構



でよいと言うことであった。更にこの懇談会後得た情報によると、平田会長は新組織を考えて私達と違った機構改革を望んでいるようである。会長の任期を現在の2年から3年に延長し、正副会長が組織から完全に追いやられ、会長に委嘱された一人の専務理事があらゆる部門を総括するような組織図になっている。

これにより日税連がますます中央集権的な機構になり、内部牽制すなわち会長をチェックする機能が低下する恐れが出てきたのである。現在日税連が検討している対象不動産は、地上8階、地下2階、建築面積4,990㎡の建物で、6,811,229千円の購入資金を予定している。そしてその簡単な図面を見ると、平田会長が望んでいる機構に基づいた新組織の部・委員会、事務局の間取りになって

いるのである。

11月11日の懇談会において、「外に向かって行動するためには日税連の機構を改革したい。この機構を変えることを決めないと建物の入れ物が決められない。」と近藤専務理事が述べていたことが、まさしく現在進行しているのである。東京税理士会の提案した合同取得についての検討は日税連の一応のポーズであり、はなから日税連会館単独取得のみを着々と検討していたのではないだろうか。

ともあれ、私達全国青年税理士連盟と懇談の機会を与えて頂き、機関誌「税理士界」にも報告事項として掲載して頂き、平田会長はじめ当日出席して頂いた近藤専務理事、森副会長には紙面を借りて感謝致します。

### 〈書籍紹介〉

### PIJ調査・研究シリーズ No.1



### 『国税庁・KSKシステムの透明化の課題』

石村 耕治 著

(1,000円)

本書は現在、税務行政における緊急かつ最大の課題となってきた「KSKシステム」の最新情報と、その問題点を紹介した冊子である。

皆さんは「KSKシステム」と聞いて、「ああ…、OCRの問題か」といったような感想を持たないだろうか？

私も、自分の所属する支部の制度部において「KSKシステムについて検討を進めるべきだ」と言ったところ、「それは業務研究部の問題でしょ！」と言われてしまった経験を持つ。

しかし、この「KSKシステム」は今までの税務行政の執行と、税理士制度・業務を「あっと、驚くほど」一変させてしまう内容を持った、重大かつ緊急な問題なのである。

「KSKシステム」が実施された近未来の、ある税務署を覗いてみよう。

A統括官は本年度の調査法人を選定するために机の上に置かれたパソコンに向かい、自分のパスワードで「KSKシステム」の「法人課税事績検索」を起動させる。

税務署管内の法人で「売上階級13以上」かつ「業種5120（建築工事）」の条件を指定し検索したと

ころ、画面には管内の条件に合致する146の法人が表示された。さらに彼はこれらの法人のなかで、過去5年間の調査における増差所得が1000万円以上の法人を指定したところ、画面は28の法人に絞り込んで表示している。

A統括官はそのうちのひとつZ法人をマウスでクリックした上で、さらに「詳細表示」をクリックした。するとZ法人の整理番号から所在地、代表者名、代表者住所、設立年月日、電話番号……が表示される。さらに「処理」をクリックすると代表者情報から、課税事績に至るメニューが開かれ、代表者情報にはその所有不動産から特殊関係者までの資料（法定、法定外を問わず収集された）がファイルされている。

その他、財産評価における全国路線価の瞬時表示・自動評価システム・調査対象自動選定システムや、民間金融機関の保有する個人金融情報へのアクセス（滞納税金の徴収）、電子申告等々、「あっと、驚く」内容が詰まっているのである。

そして本冊子はこのような状況を迎えたとき、「納税者のプライバシー」が深刻な被害を受けるであろうことに警笛を鳴らしているのである。

会員の皆様には是非ともご一読をいただき、早急な検討をしていただきたい。

辻村 祥造(神奈川)

# 全国青年税理士連盟の組織問題について

組織部長 若原照司

前年の組織部が行いました全国青税組織問題についてのアンケートの結果が出ました。

この詳しい内容については、前組織部長の長谷川先生がまとめられた集計結果が理事会の方に報告されました。

ここではその集計結果に基づき、その後のいろいろな話し合いの内容もふまえて全国青税の組織問題について報告させていただきます。

まず全国青税の会員は、大きく分けて年齢が40才未満で税理士登録期間及び全国青税に加入期間が6年以内と推定される先生と、年齢が40才以上で税理士登録期間及び全国青税に加入期間7年以上と推定される先生がほぼ半数ずつという構成になっています。(この中には、年齢50才以上で税理士登録期間及び全国青税に加入期間が16年以上と推定される先生が全体の10%以上お見えになるのには、驚きました。)

この年齢と全国青税に加入していた期間の差が、各会員の考え方に差を生じ始めさせてきているように思われます。

また全国青税の現在の活動については、大きく分けて積極的支持派と方向を修正すべきであるとする派と無関心派に分けることができると思います。

積極的支持派は、マスコミや国税庁、日税連、税理士会等に積極的に意見を述べ、改革の一翼を担ってほしいという考え方を主張します。

方向を修正すべきであるとする派は、全国青税の活動が共産党の活動に近い(共産党と手を結んだことはないのですが)ということで、全国青税が社会的にそのような扱われ方をするのがいやだという考え方をしています。かつ、もっと研究及び厚生にちからを入れてほしいという意見が多かったです。

無関心派は、各単位会に所属することにより自動的に全国青税の会員になっているので、自分から参加したわけでないから興味を持ってない先生方が多いようです。

また、全国青税の活動内容が各単位会及び個人会員まできちんと説明されていないため、今全国青税が何をやっているのか、何をめざしているのかが、全然わからないので、全国青税に対して関心が持てないという先生方も多いようです。

次に全国青税の組織のありかたについては、現状のままでよいとする意見が多かったのですが、全国青税を個人加盟の団体とすべきであるという意見も多くありました。

この問題についてはもう少し時間をかけて検討する必要がありますので、今後の検討課題とさせていただきますと思います。

また、個人会員の先生方と単位青税として全国青税に所属して見える先生方との間で、いろいろな情報についての有利不利があるとのこと指摘がありました。ご指摘のとおりだと思います。

できれば組織部としましては、個人会員の先生方を中心として、その地域に新しい青税の単位会を結成していただきたいと考えております。呼んでいただければ全国何処へでもまいりますので、よろしく願いいたします。

以上のように、いろいろご意見をいただきました。これを参考にして、全国青税の組織問題を検討して行きたいと思います。(すでに検討はしているのですが)

もう一度問題点をまとめてみますと、次のようになります。

- ① 全国青税の各単位青税の数が減少してきて、「全国」という名前が使いにくくなっている現状をどうとらえるのか。現状のままで行くのか、方向を修正して組織拡大をはかるのか。
- ② 全国青税の各会員に対して、全国青税の活動や考え方をどのように知ってもらい理解して賛同してもらうか。そして全国青税の活動に参加してもらうか。

この二点を中心に、組織問題を今後考えていきますので、ご協力方よろしく願いいたします。



## 「税制改革」法案成立をうけて

税制対策特別委員長 穂 苜 正治郎

その日は、とても寒い朝だった事を覚えている。地下鉄で国会議事堂前駅で降り、議員会館まで前日コピーした陳情書を抱え、不安な気持ちで歩いていた。消費税率のアップを含めた税制改革法案が衆議院を通過し、参議院で審議が行われようとしていた。私の小さな脳味噌で一生懸命考えた税制改革法案に対する考えを議員さん達は分かってくれるだろうか。出来れば、消費税の増税はもっと時間をかけて審議してほしい。

今回の税制改革法案の主眼は、バブル崩壊後停滞した国内経済を回復するため、また、対外的には諸外国、特にアメリカの要請による所得税減税の実施をいかに実現するかにあったと感じている。自民党一党支配による政治から、複数政党の連立による政治への転換は、より一層官僚の発言力を強め、まさに政治家には法律を作成する能力が無い事を明らかにした。特に大蔵官僚は本領を発揮し、所得税減税は小幅にとどめ、減税・増税法案の一括提出そして、長年の希望であった消費税率のアップを実現した。

しかし、税制改革法案の前に出された税制改革大綱には、財政的な見地から単に歳入面を重視するのではなく、歳出面の見直しを明らかにうたっていた。特殊法人の見直し、租税特別措置の撤廃等の見直し等、取り組むべき問題を提示したのだが、税制のみを一番先に法案可決してしまったのはどういうことだろう。

その税制改革法案の前に、年金法の改革法案がいち早く10月までに法案成立している。サラリーマンの可処分所得は益々減る一方なのに、そんなことは関係無しで、所得税の減税をしてほしい、そのためには消費税増税やむ無しなんて、随分と物わかりの良い人が多いのだろうか。

消費税の逆進性は、課税最低限の引き上げで手当したというが、本当にそうなのだろうか。また、所得税減税の手段も最高税率適用所得を引き上げたことが恒久減税で、15パーセントの定率減税は暫定的な措置でしか過ぎない。この減税で一番恩恵を受ける人たちは一体誰なのだろう。その減税の効果は国内の消費の増加にどれほどの影響をも

たらすのだろうか。減税の最大の恩恵を受ける人たちは減税で潤った分を消費に回してくれるのだろうか。

消費税の欠陥の是正についても、簡易課税の基準期間の課税売上を現行の半額に下げること、限界控除の廃止で達成したというが、これは、現在の消費税の納税義務者を増加させる事無く、消費税収を増加させるためだけの手段であり、本当の不公平の是正とは関係ないと思えない。また、仕入税額控除に関し、請求書等の書類の保存の義務付けは、将来のインボイス方式への移行のための布石であり、この規定により現在各地で争われている仕入税額控除全額否認という、税務署による更正が今後より増えるのではないかという危惧を感じている。

わが国の経済成長はすでにピークを過ぎてしまったのは、誰もが薄々感じていたと思う。税収も勿論、所得課税だけに依存したのでは、歳入不足を生じる事は避けられない。しかし、間接税の負担を増加させ、国民の負担を水平的に平等に負わせることを進めて行けば一体未来の社会はどのようなものになるのだろうか。社会的な弱者、所得の低い国民はそのような税制の中で未来をどうとらえるのだろうか。その頃の福祉は本当にそんな国民に対して満足の行くようなものを与えてくれるのだろうか。我々は「豊かな高齢化社会」などという曖昧な言葉だけを信用するのではなく、具体的なものをまず最初に手にいれてから、政府の言う増税を了解すべきではないのだろうか。

税理士として、税制改革に対する意見を述べるときには、今までは税金の技術的なものだけを考えれば良かったのだが、これからは、財政的な見地も考慮した上で、また、政府の言う福祉の充実にも適切な意見を言う事が出来なければ、本当の意味で「応能負担の原則」を堅持すべきと主張することは出来ないのではないかと感じている。

11月の月末、9月決算法人の最後のまとめをしている最中、事務所のFMラジオから税制改革法案が参議院を通過したニュースが流れてきた。やられた、でも、本当の勝負はこれからだ。

# 秋季シンポジウム報告

## —— 彩の国で改めて考えた税務調査 ——

### 《総括報告》 その1

埼玉青年税理士連盟 代表幹事 古 橋 猪久磨

1泊2日の日程を組むようになった秋季シンポジウムが、5回目にして近畿・東海圏から関東へ開催地を移し、埼玉の地で昨年10月22日から23日に渡って開かれた。

今回は、従来の分科会方式から、「徹底解剖税務調査」を統一テーマに掲げて、参加者全員が一つのテーマについて一緒に考えるスタイルとし、税務調査の現場を想定した会話形式による発表形式を取り入れ、より参加型のシンポジウム実現が大きな目標であった。

会場となった埼玉県民活動センター（北足立郡伊奈町所在）は研修には最適の施設なのだが、ターミナルの大宮駅からさらに小一時間掛かるといふアクセスの悪さに、主催者側は参加者が目の前に集まるまで大変心配していたが、参加会員のシンポに対する意気込みと、事前の交通案内が功を奏して、173名参加の盛大な開催となった。

1日目の22日は、1時半からの開講式の後、**全国青税法対策部による「行政手続法と税務行政」**により、税務調査を法的側面と行政執行の大きな観点からとらえる事から勉強は始まった。

序章の少々堅い内容の次は、いよいよ今シンポの目玉である各単位会担当による「税務調査の実態と理想を考える」である。前記したように、今回は一つのテーマに沿って勉強を進める形式なので、各担当単位会の待ち時間は約40分程となったが、その分十分に練られた内容の濃い発表となった。各単位会の担当テーマと内容は次のとおりである。

**1番目は、名古屋青税による「事前通知について」である。**調査現場を再現するような会話形式を取り入れた発表をと、担当単位会にはお願いしてあったものの、詳細については各会の自由としてあった為に、はたしてどのような発表になるのか主催者側は非常に心配であった。しかし、さすがに青税会員の皆さん、考えたシナリオ通りに参加者を自分達のペースに乗せるのに時間は掛からなかった。キャストに夫婦会員を配したり、アンケートを会場に配布、それに回答を得ながらと、参加者の興味を引く為の工夫が感じられる発表であった。質疑応答では、会場から調査日程の延期についての対応について厳しい指摘があったりもしたが、テキストでは理想とされる事前通知の型を、諸外国の状況を解説すると共に提唱し、前向きな発表であった。

**2番目は岐阜青税による「事前通知及び調査理由の開示への対応」である。**青色申告者である個人事業主に対する調査現場を想定し、事前通知と調査理由の開示がない場合について、税務署側の進め方を甘受してしまう所謂馴れ合いの対応と、理論武装をしてこれに対応しようとする税理士の姿を浮彫りにした。現状の質問検査権の規定の中で最大限に納税者の権利に配慮した対応が発表されたが、誇張されているとはいえ馴れ合いの対応の中には、日頃私達がジレンマに陥ってしまう部分もあり、特に調査理由の開示については考えさせられる所が大きいと思われた。



《第1部》 行政手続法と税務行政

**3番目**は夏の全国大会でパフォーマンスについている**近畿青税**による「**調査対象、質問検査権の行使の範囲**」である。発表の流れはいよいよ調査の本編である。京都市内に所在する製造業の法人を舞台にし、税務署員の身分証明書の提示、金庫や机の中を調べたいと言ったら、従業員に勝手に質問してきたら、私生活の場に入ろうとしたら、帳簿書類は持ちかえられるか、の5つの場面設定により、権利主張ができない税理士と適切に主張ができる税理士を対比させ、問題点の掘り下げを行った。ユーモアとジョークを巧みに配した内容と軽妙な関西弁は、会場を大いに引き付け、発表進行役のナレーターのレベルの高さも相まって、当日の大きな山場となった。

長時間に渡る勉強であるが、各担当会の発表時間が40分程度と短く、さらに密度の濃い内容となっているので、少しもだれることなく後半の発表を迎える事ができた。

発表単位会も西地域から東へ移り、**4番目**はいよいよ**東京青税**の発表である。テーマは、「**納税者固有情報の公開と通達行政・反面調査**」である。発表スタッフは、北野教授の税法学原論の研究チームを中心にしており、正に租税法律主義の徹底した実務応用をわかり易く且つ強烈なインパクトを会場に与えた。問題点の解決に前全国青税会長の小池幸造氏を起用した事も、盛り上りに大いに寄与したのであろう。会話形式の発表シナリオが、とても完璧に仕上がっており、テキストの中のこの部分を読むだけでも十分に勉強になる中身である。

**発表の最後は、千葉青税**による「**修正申告の懲罰**」である。税務調査の最終段階で常に問題になる修正申告について、その法的な位置付けと、修正懲罰が行われる原因分析を行い、修正申告と相対する位置にある更正に伴う不服申立てについて、非常に丁寧に研究発表された。特に、不服申立てに関しての資料はテキストがそのままそっくり実務のマニュアルになるだけの素晴らしい物に仕上がっている。発表も、オーソドックスなスタイルで、「徹底解剖税務調査」の最後を締めるに相応しい、静かだが内容の濃いものであった。

約5時間、長丁場の勉強であったが、最後の質問時間には会場から、もっと実体験の話をして欲しいと要望が出た。まだまだ聞きたいと思う程興

味を持って最後まで発表者と会場が一体となって進行できたと思われる。

今回は、首都圏での開催という事で、日帰りの特例を設けた為、ここで帰る会員と、夜のイベントに参加し宿泊する会員に分かれる事となった。

今までであれば、ここで夕食を兼ねた懇親会となるところだが、今回は一人一台ずつパソコンが使える施設が使用できることから、夜の部は「パソコン道場」の開校である。日頃からパソコンに興味を持っていてもなかなか取っ掛りのつかなかった人や、これからはパソコンの時代だと感じている人が、夕食もそこそこに50名余り集まった。

パソコンには興味がなかったり、せっかく全国から集まったのだから、とにかく宴会だという人達の為に、しっかりと懇親会も企画したが、こちら60名程が参加し、相当の盛り上がりになった。

午後目一杯勉強した後でのパソコン教室は、少々きついかなとも思ったが、始まってみれば、担当していただいた東京青税の森谷会員の絶妙な話と指導で、アツという間に2時間余りが過ぎ去っていた。又、別室では、神奈川青税パソコン研究会による各種ソフトのデモも好評で、熱心に質問を繰り返す参加者の姿に、会員のパソコンへの関心の深さがひしひしと感じられた。

県民活動センターという公共施設が会場の為、使用時間は厳格で、午後9時30分、会場事務所からの終了催促を受け、長かったシンポの一日目は、勉強三昧で無事終了した。

宿泊は、会場の宿泊施設が使えなかった為に、上尾と桶川のホテルに分宿となったが、送迎のバスに乗り遅れる人もなく、ホテルに着いた後の行動はさだかでなかったが、勉強の疲れからか、皆静かな？埼玉の夜を過ごしたようだ。

明けて**シンポ2日目、23日**は、雲一つない晴天となった。部屋の中にいるのがもったいないような気候だが、我々は三木教授の講義を受ける為に再び県民活動センターに集合した。

三木先生は、大学の講義をそのまま再現したようなスタイルで、「**所得税と家族を考える**」をテーマに、身近でとても考えさせられる内容の講義をして下さった。特に、名指しでの質問攻撃には参加者も少々たじろぎがあったが、会員側からの発言も多く、参加型のシンポを締めくくるのにふさわしい内容であった。

アクセスや分宿で不便を心配していたが、二日間通して大きなトラブルもなく無事シンポの閉校式を終え、爽やかな秋空の下で、全国からの参加者を見送る事ができ、「秋季シンポジウムさいたま」は幕を閉じた。

最後に、主催側の反省や感想を書かせていただきます。

先ず第1番目は、従前の例からはずれ、シンポを担当する全青税の実行委員長の地元（名古屋）から遠く離れた我々埼玉が開催地となった事で、物理的にも立場的にも判断に苦しみ不便を感じたので、今後の為に、実行委員長と開催地の関係については明確な位置付けが必要であると思われる。2番目は、特に目に付くものない埼玉に、より多くの会員に来ていただく為に、内容の充実と、公共施設利用による低廉参加費を目標に、埼玉青税手作りの作業となった事により、参加者の皆さんに不便と我慢をお願いした部分があった事

に気後れを感じてしまいました。但し、参加者の皆さんの御協力と、発表等担当青税の御協力により、結果としては身のあるものになったと思います。

最後に反省点ですが、開催日等の告知は早くから手がけていたのですが、内容については最終決定が遅れた為に、会員への参加案内書の送付が遅くなってしまい、その後の動員に関して、単位青税の担当者に多大な負担をお掛けしてしまった事が一番の反省点です。

開催地の条件等によって、問題点がないケースはほとんどないと思いますが、それを差し引いても、参加した事により身が残るような積極的な試みをどんどん取り入れて変化していく事が、これからの魅力あるシンポ作りには必要だと思います。

「秋季シンポジウムさいたま」にお寄せいただいたすべての御厚情に感謝を申し上げて御報告を終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

## 《総括報告》 その2

研究部長 酒 井 稔

去る10月22日から23日「彩のくに」埼玉において全国青税秋季シンポジウムが行なわれた。今回のシンポジウムは、分科会方式を改めて、「徹底解剖税務調査」に一本化し、我々税理士の真価が問われる税務調査について、各単位青税がパフォーマンスを取り入れながら、会話形式で調査現場を再現し、税務行政手続の問題点を明らかにするという形式で行なわれたことが、今回の大きな特長である。

日程として、まず各単位青税の前に全青税の法対策部が「行政手続法と税務行政」についての発表が行われた。発表の内容は、行政手続法制定の背景を発表しその後、税務行政手続法と税務行政の関係について発表した。税務行政の行政手続法における運用面においては、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（以下、整備法という。）国税通則法74条の2により、国税に関する法律に基づく処分に関する手続きが除外されている。これに関する問題点について詳しく発表した。除外されている項目についての問題点及び除外されていない項目（行政指導）において国税局が事務連絡として責任者の明示方法等についてがあることを発表した。

次に、今回のメインテーマである「徹底解剖税務調査」の発表である。

今回の発表の内容はつぎのとおりである。

事前通知及び調査理由の開示への対応

…岐阜県青年税理士連盟

事前通知

…名古屋青年税理士連盟

調査対象、質問検査権の行使の範囲

…近畿青年税理士連盟

納税者固有情報の公開と通達行政・反面調査

…東京青年税理士連盟

修正申告の懲罰

…千葉青年税理士連盟

今回の発表においては、まず理論武装をしていない税理士が税務調査に対応した場合と、理論武装をした税理士が税務調査に対応した場合とに分けて発表して、どの様に税務調査に対応していけばよいのかを明らかにしていた。

全体の感想としては、まず各単位青税ごとに色があり、特長の色によって発表が行われていることである。今回のシンポジウムにおいては、各地から参加しており、各単位青税における活動の内容と相違している発表が行われていると感じた人もいると思う。しかし、この発表の内容についてすべて今回発表内容の通りに税務調査に対応しな

ければならないということはないと思う。それは、各地域ごとに、色がありその色に合わないところもあるからである。しかし理論においては全国共通であるはずである。今回の発表形式から見ると、対応中心と思われるかもしれないが、しかしながらその対応の底に必ず理論があり、理論に基づいて対応しているはずである。よって今回の発表において、参加者は底にある理論を見て頂いて今後の税務調査の対応の参考にして頂きたい。又、決して税務当局側と対決しているわけでもなく、税務当局側が誤りを犯している場合において納税者の代理人である税理士がその誤りを是正していくために必要な理論を学ぶ事が今回のシンポジウムの大きな目的でもあったはずである。よって今回のシンポジウムに参加した全員が大きな収穫があったと思う。

次に、東京の発表において理論だけでは税務調査に対応できないことも学んだのではないだろうか。理論だけを税務調査において対応してばかりいるとやはり一方的になり話が旨く進まなくなることもあると思う。そこで理論だけでなく各自に合った対応をしながら税務当局側の誤りについては是正していくようにしなければならないと思った。

夜はパソコン研修と懇親会に分かれたが、私は

パソコン研修に参加した。パソコン研修においては、参加者一人に1台のパソコンが用意されており、総務部長の森谷会員が表計算の基礎からの講習を始めた。森谷部長の話術のもとに参加者全員が納得して表計算の素晴らしさを感じたのではなかろうか。又別室においてはパソコンにおける会計業務及び申告業務のソフトの紹介を行っており今後の業務において必要な知識を学んだのではなかろうか。

翌日は、三木義一立命館大学教授を招いて税法ゼミナールが行われた。内容は「所得とは何か」から始まり、配偶者特別控除の是非など所得税を中心とした税法の基本的な事項を理論的に考察していった。大学にいていない私にとってはゼミの形式も分からず、税の理論についても分からないのにもかかわらず、私中心に指名されながら理論を答えていくことについては、この税法ゼミナールは新鮮感と恐怖感が一体となったゼミナールでとても参考になった。

最後に、今回の秋季シンポジウムを準備及び運営をして頂いた埼玉青年税理士連盟の方々及び実行委員長どうもありがとうございました。又お疲れ様でした。



《第二部》  
徹底解剖税務調査

各単位青税の名優による熱演・名(迷?)  
演・快(怪?)演の数々をござらん下さい。

## 夜の部

## ～パソコン道場へようこそ～

藤 原 廣 (神奈川)

最近の青税のパソコンクラブブーム?のの流れの中で、秋季シンポジウムでもパソコンが取り上げられることになりました。時代の流れに遅ればせながらという感じでもありますが。

全青から神奈川青税にパソコン道場という依頼があり、簡単に引き受けては見たものの、どうしたものか考えました。税理士がパソコンを使う場合、表計算を中心にするタイプと、会計ソフトをもっぱらとする場合とでは話がまるで違います。

今までは専ら表計算とワープロで使うタイプがほとんどでしたが、最近はおフコンの代わりに会計ソフトと税法ソフト、表計算にワープロソフトとフル装備で、税理士業務のほとんどをパソコンでやろうとする使用法が増えてきているようです。

ともかく代表的な使い方を全部をやってみようということと、全くの初心者にもわかるようにと準備をしました。

パソコン道場のメイン会場は、47台のパソコンが使えるすばらしい研修室が使用でき、森谷修一会員(東京)を講師にして、表計算ソフトの定番ロータス1-2-3の使い方の講習としました。

参加者が予想以上に多く満席状態でのスタートとなり、講師自身が最近購入した機種(自慢話?)から始まって、DOS/V、マック、98の比較やフロッピーの使い方など基本知識のレクチャーがありました。ロータス1-2-3は、講師がフロッピーで配布した教材を使って、税理士業務での表計算の例題をキーボードを叩きながらの演習。参加者は予想に反してロータス1-2-3を使い馴れた人も多いようで、全くの初めてという方は少ないようでした。

パソコン道場では、別会場に98ノートパソコンを用意して、主要ソフトのデモと解説も実施しました。

白坂博行会員(神奈川)が担当したのは、ワープロソフト「松」による図形とグラフの処理、ロータス1-2-3による法人成税額試算のシュミレーション、データベースソフト「桐」のデモンストレーションと、担当者がこだわりをみせる管理工

学研究所系のソフトの組合せです。

私が担当したのは、最新のカラーノートパソコン(実は、某クリーニング店のもので、売掛管理ソフトのセットアップをたのまれたのに、勝手に別なソフトを組み込んで当日会場に持ち込んだもの。)を使ってのデモンストレーション。しっかりとしたTFTカラー液晶の美しさで、おフコンの醜いCRTしか知らない税理士をびっくりさせようという魂胆。「カラーは目が疲れる」といった話を信じている方が多いこの業界ですから、カラー液晶の画面を感じて見入っていた方も多かったようです。私のセットしたソフトは、国民的ワープロソフトの「一太郎Ver.5」、会計ソフトはやはり定番の「三代目大番頭」と最新の「小番頭」、それに税務ソフト「魔法陣/法人税」と「魔法陣/勘定科目内訳」。ジャストウインドウのメニューにアイコンを組み込んだ可愛いものに仕上げました。大番頭については、参加者も知っている方が多いようでしたが、はじめて見る方は振替伝票から複雑な複合仕分が入力できることに驚いたようです。税務ソフトは初めてみる方が多いようで、アウトプットされた法人税別表に、「パソコンでここまでできるのか!」と驚いたようで、それが8万円位のA4ページプリンタで出力したものと聞いて、ショックだったようです。「うちの事務所の高いおフコンよりこっちの方がいい。」と話は弾みました。

パソコン談義はホテルへ向かうバスでも、あるいは翌日の帰りの電車の中でも盛り上がり、時代の流れはおフコンからパソコンへ向かっていることが実感させられる秋の1日ではありました。

その後、税理士新聞で、埼玉PCクラブ、パソコン会計研究会(神奈川)、大阪青税パソコン研究会、東京電脳倶楽部と青税の各パソコンクラブが紹介され、青税のパソコンへの取り組みが評価を受けてきています。パソコンは、3年先が予想もつかないほどのスピードで進んでいます。これから各地のクラブの交流を進めていければ、様々な可能性が生まれてくるのではと期待されます。

## 翌日の部

## 三木義一教授による税法ゼミナール

佐藤敬一(神奈川)

秋晴れの10月23日、埼玉県民活動センターで開催された秋季シンポジウムに参加した。

業務の関係で1日目は欠席、後半の三木義一教授の指導のもと税法ゼミナールの参加のみとなったが、その顛末について稚拙な筆ではあるが参加感想記を述べてみたいと思う。

外は正に秋晴れ、ゼミナールに参加するよりも遊びに行った方が気持ち良さそうだ、などと不遜な気持ちで会場に入る。埼玉青税の諸兄姉の大変な尽力で会場が用意され、不遜な小生はただただ恐れ入るばかり。大学でゼミナールもとらず、卒業論文も書かず、教授の顔を見るのは試験の時だけという学生生活を送った小生にとって、ゼミナールで教授と対話できるとはなんと幸せなことではないか。青税の会員で得をした気分。

さて、ゼミナールの内容はというと「所得税」であった。この税目、税務代理として引き受けるのは年末調整と確定申告期のみ、秋の税務相談などで出かける際は季節違いとういことでひやひやものの税目である。何が飛び出すかと興味を引いたが、アジェンダを配られてびっくり、クイズのような項目のオンパレードである。

代表的、かつ時間をかけ、珍答続出の項目をご紹介します。

## 天皇陛下に納税義務はあるか

なんとも畏れ多い質問ではないか。私の持っている唯一の知識は、相続税法の非課税財産の一項目だけ。「皇室経済法の規定によって皇位とともに云々」という受験時代に暗記に苦勞した項目だけである。珍答(もちろん本人は真剣に考えてはいるのだが)続出。「天皇陛下も株式を持っているということを知ったことがある。」「いやあれは侍従が運用している説があるから、実質所得者は宮内庁ではないか。」「内廷費や皇族費は国庫から出るから、利益処分と考えれば非課税なのではないか。」「雅子様が通販でバッグを買われたというから消費税だけは払っているかもしれない。」云々。

結局正解というのは出てこない。しかし、このような変わった視点から所得税を考えさせる三木教授はなかなかのもの。

## 農業所得についての課税

モデルケースとして、夫は週日市役所で働く公務員、妻は夫の農地で農業を営んでいる。夫は休日に手伝うくらい。この時の農業所得者は果たしてだれであろうか。「埼玉のこのあたりならよくあるケースでしょう。」三木教授のアドリブに満

## 《楽しくも恐ろしい 三木ゼミナール恒例の質問せめ》



今度は誰にしようかな～。



へへー お代官様 あてないでござせー。

場爆笑の渦。実は小生、農業所得の申告は全く手がけた事がない。困ったなと思っていると、また珍答続出。「実質所得者課税の原則（この原則は所得税法のなかのダイヤモンド、いや水戸黄門の印箋のようなものだ）によれば、妻の所得でしょう。」この解答は模範回答。「でも農地は夫名義、休日には夫も農業に従事する。妻は青色事業専従者なのでは。」これはちょっと無理があるかな。やはり正解は出ない。税理士たるもの、ケース・バイ・ケースで対処していかなければならない。

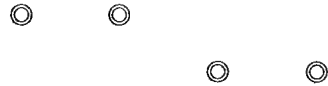
### フェミニストとの対決

配偶者控除は女性を家に縛り付けるものだ。勿論これは三木教授の持論ではない。フェミニストの方々（あの福島瑞穂弁護士もいらっしやっただろう）と討論した時に出た税法解釈との事。「このことについてどう思うかね。」とまた三木

教授に畳み掛けられる。小生受験時代を含めこんな事を考えて配偶者控除を適用した事はない。ほかの方々も同じだろう。自分の事を考えてみても、配偶者控除の適用は受けているが、家の中の事務所に縛り付けられているのは小生であって、家の外に生き生きと出かけるのは妻の方ではないか。勿論正解なし。でも夫だって妻からみれば配偶者になるではないか。

実に楽しいゼミナールであった。所得税法の勉強というが無味乾燥なものと思っていただけに、とても新鮮。

立命館大学の学生がなんとなくうらやましく感じたひとときであった。



## 阪神大震災被災者の方々へ義援金のお願い

この度の阪神大震災の被災者の皆様に心からお見舞申し上げます。

報道が進むにつれ、明らかにされる被害の大きさには驚くばかりです。

また、被災地では深刻な物不足がおきているようです。

そこで全国青税でも、いち早く被災者の方々のお役に立てばと、義援金を集めることにしました。

皆様の暖かいご協力をお願いいたします。

一口 1,000円

口座名 全国青税兵庫県南部地震義援金

三菱銀行	中野支店	普通	0553808
さくら銀行	中野新橋支店	普通	3445983
富士銀行	中野支店	普通	1732743
東海銀行	南中野支店	普通	1185639

### 〈理事会のご案内〉

全国青税では、月1回全国各地で理事会を開催しています。全青って何やってるのかさっぱりわからないという方、近くで開催される理事会をちょっとのぞいてみませんか。

〈今後の予定〉 一変更の可能性も有—

- 4月8日 岩手
- 5月13日 広島
- 6月3日 名古屋
- 7月1日 東京
- 7月22日 大阪（全国大会）

詳細については全青事務局までおたずね下さい。



1.22 大阪で開かれた理事会の様子